

掲載日 2022年7月18日

タイトル 変わる 男性の育児休業

執筆者 百五総合研究所 皆川 素一郎

10年前はわずか1%台だった男性の育児休業（以下、育休）取得率。政府は、2025年までに30%に引き上げる目標を掲げている。県内の実態はどうだろうか。三重県が実施した「令和3年度三重県内事業所労働条件等実態調査」によると、取得率は年々上昇しているものの、12・9%とまだまだ低い水準にとどまっている。

男性の育休取得が進まない理由の一つに、収入減への不安がある。育休中は無給扱いにはなるが、雇用保険から育休開始前賃金の67%を給付金として受け取れる、といふ企業が一般的だ。更に社会保険料免除の要件にも該当すれば、手取りり収入の8割程度は確保できるという試算を厚生労働省は示してくる。ただ現状では、手取り入が減る育休ではなく、数日間の有給休暇を取得すれば事足りるところである。そこで、収入減を心配

育休を有給とする制度を導入、検討する企業もある。大企業では1か月程度の長期間を有給扱いとする中小企業では最初の数日間を有給扱いとする事例が多い。

2022年10月には改正育児・介護休業法が施行され、育休がより柔軟に取得できるようになるほか、既に取得できることになった。現在は原則分割取得が認められないが、2回に分割して取得できる親が子の出生後8週間に以降に2回まで取得できる。親が子が1歳になるまでの「出生時」「退院時」「帰前」など状況に応じて最大4回に分割して育休を取得できる。選択肢が広がつてい能して、男性の育児参加が進んでいくことを期待したい。